

新旧対照表

【高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて（平成 30 年 2 月 27 日財関第 257 号）】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
高压ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて	高压ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて
<u>財 関 第 2 5 7 号</u> <u>平成 30 年 2 月 27 日</u>	<u>財 関 第 1 3 2 0 号</u> <u>平成 26 年 12 月 25 日</u> <u>財 関 第 1 3 0 1 号</u> <u>平成 28 年 1 1 月 1 日</u>
<p>標記のことについて、別添のとおり、経済産業省大臣官房<u>技術総括・保安審議官</u>から依頼があったことから、<u>平成 30 年 2 月 28 日</u>から、これにより実施されたい。</p> <p><u>なお、この通達の実施に伴い「高压ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて」（平成 26 年 12 月 25 日財関第 1320 号）は廃止する。</u></p>	<p>標記のことについて、別添のとおり、経済産業省大臣官房<u>商務流通保安審議官</u>から依頼があったことから、<u>平成 28 年 11 月 1 日</u>から、これにより実施されたい。</p>
別 添	別 添
<u>20180222 保局第 4 号</u> <u>平成 30 年 2 月 27 日</u>	<u>20141217 商局第 1 号</u> <u>平成 26 年 1 2 月 22 日</u> 改正 <u>20161025 商局第 6 号</u> <u>平成 28 年 1 1 月 1 日</u>
財務省関税局長 殿	財務省関税局長 殿
経済産業省大臣官房 <u>技術総括・保安審議官</u>	経済産業省大臣官房 <u>商務流通保安審議官</u>
高压ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて	高压ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて

新旧対照表

【高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて（平成 30 年 2 月 27 日財関第 257 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>上記の件について、高圧ガスを封入した緩衝装置<u>等</u>に係る輸入の通関の際ににおける取扱いを定めましたので、別紙のとおり取り扱われたくお願ひ致します。</p> <p>なお、この取扱いについては、<u>平成 30 年 2 月 28 日</u>から実施することとし、これに伴い、<u>平成 26 年 1 月 22 日</u>付け <u>20141217 商局第 1 号 経済産業省大臣官房商務流通保安審議官通達</u>（<u>高圧ガスを封入した緩衝装置等</u>に係る輸入の通関の際ににおける取扱いについて）は廃止します。</p> <p>別紙 1. (省略)</p> <p>2. 都道府県知事の検査を要しない輸入高圧ガスの範囲</p> <p>(1) 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「一般則」という。）第 46 条（検査を要しない輸入高圧ガス）に規定する機器類内の高圧ガスについては、法第 22 条に基づく輸入検査を要しない。<u>ただし、次に掲げるもの（商品見本、当該商品の性能試験を行うための試験品等の販売の用に供しないもの又は個人用貨物（自動車の個人輸入の場合及びこれに準ずる場合を含む。以下「販売の用に供しないもの又は個人用貨物」という。）を除く。）</u>にあっては、<u>輸入者が自ら一般則第 46 条第 1 項又は第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号若しくは第 5 号</u>の規定（以下「輸入検査適用除外要件」という。）に合致していることを確認したこと。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器<u>又は国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器</u>（以下「<u>相互承認容器</u>」という。）内の高圧ガス</p> <p>⑤ 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 10 条の規定に適合する容器（以下「航空法容器」という。）内の高圧ガス</p>	<p>上記の件について、高圧ガスを封入した緩衝装置、<u>自動車用エアバッグガス発生器又は消火器</u>に係る輸入の通関の際ににおける取扱いを定めましたので、別紙のとおり取り扱われたくお願ひ致します。</p> <p>なお、この取扱いについては、<u>平成 27 年 1 月 1 日</u>から実施することとし、これに伴い、<u>平成 9 年 3 月 28 日</u>付け <u>平成 09・03・27 立局第 3 号 通商産業省環境立地局長通達</u>（<u>緩衝装置、自動車用エアバッグガス発生器又は消火器</u>に係る輸入<u>高圧ガス</u>の通関の際ににおける取扱いについて）は廃止します。</p> <p>別紙 1. (同左)</p> <p>2. 都道府県知事の検査を要しない輸入高圧ガスの範囲</p> <p>(1) 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「一般則」という。）第 46 条（検査を要しない輸入高圧ガス）に規定する機器類内の高圧ガスについては、法第 22 条に基づく輸入検査を要しない。<u>この際、下記①～③について輸入者が、自ら一般則第 46 条第 1 項又は第 2 項第 1 号若しくは第 2 号の規定</u>（以下「<u>輸入検査適用除外要件</u>」という。）に合致していることを確認したものであること。</p> <p>①～③ (同左)</p> <p>④ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下「<u>相互承認水素自動車燃料用容器</u>」といふ。）内の高圧ガス。</p> <p>⑤ 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 10 条の規定に適合する容器（以下「<u>航空法容器</u>」といふ。）内の高圧ガス。<u>なお、一般則第 46 条第 2 項第 5 号に該当する航空法容器は、航空機用消火器等であり、</u></p>

新旧対照表

【高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて（平成 30 年 2 月 27 日財関第 257 号）】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) 上記(1)⑤に定める航空法容器は航空機用消火器等であり、装備品、交換品として航空機又はその部品に搭載されるためのものである。なお、同法第2条第1項の航空機内における高圧ガスについては、法第3条第5号により同法の適用を受けない。また、航空機用の救命胴衣は、通常、1.(2)の法の適用除外となるエアバッグに該当するところ、その場合には一般則46条第2項第5号の対象とはならない。</p> <p>3. 通関の際の取扱い</p> <p>(1) 税関においては、緩衝装置、自動車用大型エアバッグガス発生器、消火器、相互承認容器又は航空法容器が輸入される場合は、輸入検査適用除外要件を満たしていることについて、輸入者に説明又は書類の提出を求め、適当であると認められる場合は通関を認める。<u>なお、上記2.のとおり、販売の用に供しないもの又は個人用貨物については、書類の提出は不要として差し支えない。</u></p> <p>① 緩衝装置、自動車用大型エアバッグガス発生器又は消火器が輸入検査適用除外要件を満たしていることを輸入者が確認し、これを説明する資料として、確認証明書（緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書（参考様式第1）<u>若しくは</u>その写し、自動車用大型エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書（参考様式第2）<u>若しくは</u>その写し又は自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書（参考様式第3）<u>若しくは</u>その写し<u>を</u>いう。<u>以下同じ。</u>）を提出させてるので、これを確認されたい（<u>なお、確認証明書に準じて作成された書面にあっては、説明する資料と認めて差し支えない。</u>）。この際、輸入検査適用除外要件を満たしているかどうかについて疑義が生じた場合は、必要に応じて、検査合格証、検査データ等の提出を求ること、規格適合マークの確</p>	<p>装備品、交換品として航空機又はその部品に搭載されるためのものである。航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項の航空機内における高圧ガスについては、法第3条第5号により同法の適用を受けない。また、航空機用の救命胴衣は、1.のとおり高圧ガス保安法の適用除外となるエアバッグに該当するため、一般則46条第2項第5号の対象ではない。</p> <p>(2) 上記(1)①～⑤の高圧ガスのうち、商品見本、当該商品の性能試験を行うための試験品等の販売の用に供さないもの又は個人用貨物（自動車の個人輸入の場合及びこれに準ずる場合を含む。以下「販売の用に供さないもの又は個人用貨物」という。）。</p> <p>3. 通関の際の取扱い</p> <p>(1) 税関においては、緩衝装置、自動車用大型エアバッグガス発生器、消火器、相互承認水素自動車燃料用容器又は航空法容器が輸入される場合は、輸入検査適用除外要件を満たしていることについて、輸入者に説明又は書類の提出を求め、適当であると認められる場合は通関を認める。</p> <p>① 緩衝装置、自動車用大型エアバッグガス発生器又は消火器が輸入検査適用除外要件を満たしていることを輸入者が確認し、これを説明する資料<u>の例</u>として、確認証明書（緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書（参考様式第1）<u>又は</u>その写し、自動車用大型エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書（参考様式第2）<u>又は</u>その写し又は自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書（参考様式第3）<u>又は</u>その写し、<u>以下「確認証明書」という。</u>）を示すので、<u>適宜活用</u>されたい。この際、輸入検査適用除外要件を満たしているかどうかについて疑義が生じた場合は、必要に応じて、検査合格証、検査データ等の提出を求ること、規格適合マークの確認を行うこと、又は現物の確認を行うことは差し支えないが、自動車又は椅子等の製品に組み込まれてい</p>

新旧対照表

【高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて（平成 30 年 2 月 27 日財関第 257 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>認を行うこと、又は現物の確認を行うことは差し支えないが、自動車又は椅子等の製品に組み込まれている等の理由により現物の目視確認が困難である場合は、製品に応じた合理的な方法で確認することとされたい。</p> <p>なお、緩衝装置、自動車用大型エアバッグガス発生器又は消火器の型式により、輸入検査適用除外要件を満たしていることが証明されている場合は、同一型式のものは確認証明書等の提示を適宜省略することとして差し支えない。</p> <p>② <u>相互承認容器</u>を単体で輸入する場合にあっては、高圧ガス保安協会<u>若しくは</u>指定容器検査機関が発行した材料適合証明書<u>若しくは</u>その写し<u>(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を輸入する場合に限る。)</u>、又は当該容器が輸入検査適用除外要件を満たしていることを輸入者が確認し、これを説明する資料として、相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書（参考様式第4）<u>若しくは</u>その写しを提出させるので、これを確認されたい（なお、<u>相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書</u>に準じて作成された書面にあっては、説明する資料と認めて差し支えない。）この際、<u>輸入検査適用除外要件</u>を満たしているかどうかについて疑義が生じた場合は、必要に応じて、<u>国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器</u>にあっては、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の<u>要件</u>の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成10年条約第12号）に付属する規則」（以下「<u>協定規則</u>」という。）第134号4.4.に定める協定規則第134号に適合している旨の記号<u>(下図1)</u>が<u>当該容器に施されていること</u>、<u>国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器</u>にあっては、<u>協定規則第110号7.4.</u>に定める<u>協定規則第110号</u>に適合している旨の記号<u>(下図2)</u>が<u>当該容器に施されていることを確認されたい。</u>なお、<u>相互承認容器</u>を、車両に固定された状態で輸入される場合は、車両の型式承認において容器の適合性を確認済みであるため、通関の際は特段の確認を要しない。</p>	<p>等の理由により現物の目視確認が困難である場合は、製品に応じた合理的な方法で確認することとされたい。</p> <p>なお、緩衝装置、自動車用大型エアバッグガス発生器又は消火器の型式により、輸入検査適用除外要件を満たしていることが証明されている場合は、同一型式のもの、<u>若しくは販売の用に供さないもの又は個人用貨物</u>は確認証明書等の提示を適宜省略することとして差し支えない。</p> <p>② <u>相互承認水素自動車燃料装置用容器</u>を単体で輸入する場合にあっては、高圧ガス保安協会<u>又は</u>指定容器検査機関が発行した材料適合証明書<u>又は</u>その写し<u>を確認することとし</u>、必要に応じて「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の<u>基準</u>の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成10年条約第12号）に付属する規則」（以下、「<u>協定規則</u>」という。）第134号4.4.に定める協定規則第134号に適合している旨の記号<u>下図のような記号</u>が<u>当該容器にも</u>施されていることを確認されたい。なお、<u>相互承認水素自動車燃料装置用容器</u>を、車両に固定された状態で輸入される場合は、車両の型式承認において容器の適合性を確認済みであるため、通関の際は特段の確認を要しない。</p>

新旧対照表

【高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて（平成 30 年 2 月 27 日財関第 257 号）】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
 <u>134R-00000</u>	
<p><u>図 1.</u> 協定規則第 134 号に適合する記号の例（円の中の数字は国毎に定める固有の番号、円に続く数字は 134、続く数字等は認可番号）</p>	<p><u>図.</u> 協定規則に適合する記号の例（数字は国毎に定める固有の番号）</p>
 <u>110R-00000</u>	
<p><u>図 2.</u> 協定規則第 110 号に適合する記号の例（円の中の数字は国毎に定める固有の番号、円に続く数字は 110、続く数字等は認可番号等）</p>	
<p>③ (省略) (2) 緩衝装置、自動車用大型エアバッグガス発生器、消火器、<u>相互承認容器</u>又は航空法容器の輸入申告の審査に際して、輸入検査適用除外要件を満たすことについて疑いがあると認められる場合には、当該審査を行う税関が所在する都道府県の知事に確認願いたい。</p>	<p>③ (同左) (2) 緩衝装置、自動車用大型エアバッグガス発生器、消火器、<u>相互承認水素自動車燃料用容器</u>又は航空法容器の輸入申告の審査に際して、輸入検査適用除外要件を満たすことについて疑いがあると認められる場合及び都道府県知事の検査を要しない輸入高压ガスの範囲に疑義が生じた場合には、当該審査を行う税関が所在する都道府県の知事と協議願いたい。</p>

新旧対照表

【高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて（平成 30 年 2 月 27 日財関第 257 号）】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前																																													
(参考様式第 1) ~ (参考様式第 3) (省略)				(参考様式第 1) ~ (参考様式第 3) (同左)																																													
<u>(参考様式第 4)</u>																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書</th><th></th></tr> <tr> <th>品名</th><th colspan="3">国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器</th><th></th></tr> <tr> <th>項目</th><th>輸入する容器の概要</th><th>適用除外要件</th><th>判定</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用途</td><td></td><td>国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（販売の用に供しないもの又は個人用貨物を除く。）にあっては、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が発行した材料適合証明書を取得していること。</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>材料適合証明書番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>協定規則に適合している旨の記号</td><td>適合する協定規則の番号： 国番号： 認可番号：</td><td>協定規則を批准する国の適切な認可を取得した容器であること。</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="5"> <u>本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第 46 条（検査を要しない輸入高圧ガス）第 1 項に定められた基準に適合していることを確認致します。</u> </td></tr> <tr> <td colspan="4"> <u>(確認年月日)</u> <u>(輸入者の氏名又は名称)</u> <u>(同住所、電話番号)</u> </td><td>印</td></tr> <tr> <td colspan="5"> <u>(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。</u> <u>(注) ①「品名」欄は、いずれか該当する品名を記入すればよい。</u> <u>②「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。</u> <u>③「材料適合証明書番号」欄は、材料適合証明書を取得している場合に限って記入すればよい。</u> </td></tr> </tbody> </table>					相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書					品名	国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器				項目	輸入する容器の概要	適用除外要件	判定		用途		国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（販売の用に供しないもの又は個人用貨物を除く。）にあっては、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が発行した材料適合証明書を取得していること。			材料適合証明書番号					協定規則に適合している旨の記号	適合する協定規則の番号： 国番号： 認可番号：	協定規則を批准する国の適切な認可を取得した容器であること。			<u>本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第 46 条（検査を要しない輸入高圧ガス）第 1 項に定められた基準に適合していることを確認致します。</u>					<u>(確認年月日)</u> <u>(輸入者の氏名又は名称)</u> <u>(同住所、電話番号)</u>				印	<u>(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。</u> <u>(注) ①「品名」欄は、いずれか該当する品名を記入すればよい。</u> <u>②「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。</u> <u>③「材料適合証明書番号」欄は、材料適合証明書を取得している場合に限って記入すればよい。</u>				
相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書																																																	
品名	国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器																																																
項目	輸入する容器の概要	適用除外要件	判定																																														
用途		国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（販売の用に供しないもの又は個人用貨物を除く。）にあっては、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が発行した材料適合証明書を取得していること。																																															
材料適合証明書番号																																																	
協定規則に適合している旨の記号	適合する協定規則の番号： 国番号： 認可番号：	協定規則を批准する国の適切な認可を取得した容器であること。																																															
<u>本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第 46 条（検査を要しない輸入高圧ガス）第 1 項に定められた基準に適合していることを確認致します。</u>																																																	
<u>(確認年月日)</u> <u>(輸入者の氏名又は名称)</u> <u>(同住所、電話番号)</u>				印																																													
<u>(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。</u> <u>(注) ①「品名」欄は、いずれか該当する品名を記入すればよい。</u> <u>②「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。</u> <u>③「材料適合証明書番号」欄は、材料適合証明書を取得している場合に限って記入すればよい。</u>																																																	